

札幌市オンブズマン 御中

お世話になっております。

本来の苦情申立書とは若干 申立内容の意味合いを異と致すところ、
是に関わる正式な審査請求手続きへ導く具体的な請求手続方法及び文書ひな形のご提示を賜りたく、何卒宜しく御願い申し上げます。

尚、現在のところ郵送代を所持していない旨、
先んじて FAX 送信させて頂き、後日 当該書面を普通郵便にて郵送させて頂きます。

何卒宜しく御願い致します。

〒001-0011

札幌市北区北 11 条西 3 丁目 2 - 2 3

ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

連絡先：

苦 情 申 立 書

令和 8 年 7 月 20 日

(あて先) 札幌市オンブズマン

ふりがな
氏 名 たかくわひろひと
高桑 広仁

住 所 〒001-0011
札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3
ノースタウンハウス 2 2 2

電話番号

年 齢

札幌市オンブズマン条例第 14 条の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。

申し立てる 苦情の内容及 び 理 由	現在、札幌北区役所生活保護 1 課管轄に於いて生活保護受給者である本人に
	於ける、現在 当建物階下美容室への水漏れ原因となっている洗濯機故障にて、「一時扶助である家具什器費」を電話にて口頭請求、支給出来ない旨の返答が詳細及びその理由を告知することなく、結論のみの電話での回答であったが、この請求に関して審査請求の対象となる回答文書に導く「家具什器費の請求の正式な手続きに於ける文書請求の方法」をご教授頂く、是に係わる請求文書のひな形を頂戴したく、何卒宜しく御願い致します。
	尚、これに係わる階下の理容室との和解や示談は未だ未決となっていている次第であり、原則である「保護支給開始時 又は 災害時のみ 一時扶助の対象」とする当該生活保護法での適用対象外と位置付ける判断を証する何かしらの実務書面等ございましたら ご提示を御願いいたします。

	また本人の個人的に加入する 東京海上ミレア少額短期住宅総合保険に於いても、昨日、横浜総合鑑定株式会社 様の現地調査により、保険事故時に於いて保険加入済で保険金支払い可能と承ったものの、当該保険に於ける一括保険料 10,500 円の支払いが滞っており、当該損害保険会社事故担当者からの保険料支払いの催促にてご心配をお掛けしている次第であり、それに関わるバーコード支払い期限が 令和8年7月31日 となっておりますが、令和8年8月分の生活保護費が7月29日支給日となっているものの 如何せん、保険料を支払うことにより食費等の購入が不可能となる旨、また 現在応急的処置をしているものの、 ① ゴミ袋による洗濯機下の目張り ② 100 えんショップにて広めのプラスチック受け皿を購入し、目張りしたゴミ袋の上（洗濯機の下）に配置している しかし、現在の湿度の高い蒸し暑い環境下では、普段の生活安全衛生上、非常に不衛生でもありそれが故の洗濯終了時には毎回洗濯機を持ち上げて水の溜まった受け皿を抜いて水を捨て また洗濯機を持ち上げて受け皿を差し入れる日常生活行動であり、非情に苦慮している状況を報告させていただきます。 尚、本人の意思には 買い替え（新品・中古品）を断念していることから 溶接作業員による出張での修理も考慮期待しております。	
苦情の申立ての原因となった事実のあった日	令和8年4月某日	
他の制度への 手続きの有無	☐有 ☐市民相談 ☐請願・陳情（議会） ☐監査委員 ☐直接請求 ☐行政不服審査 ☐行政事件訴訟 ☐その他 （苦情等調査結果通知書の内容により、札幌市公文書開示請求（事務手続きに関する保存文書）を検討する	